

議案第 36 号

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

小田原市附属機関設置条例（昭和 54 年小田原市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部小田原市スポーツ施設整備基本計画策定検討委員会の項を削り、同部小田原市子ども・子育て会議の項を次のように改める。

小田原市子ども・若者施策会議	小田原市子ども計画並びに子ども・若者及び子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	20 人以内
----------------	---	--------

別表市長の部美食のまち小田原推進事業者選定委員会の項及び小田原市学校給食センター整備事業者選定委員会の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部改正）

- 2 小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例（昭和 44 年小田原市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 小田原市スポーツ施設整備基本計画策定検討委員会の項を削る。

（小田原市青少年未来会議条例の廃止）

- 3 小田原市青少年未来会議条例（昭和 31 年小田原市条例第 5 号）は、廃止する。

令和 7 年 2 月 14 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

（理由）

市長の附属機関として小田原市子ども・若者施策会議を設置する等のため提案するものであります。